



第5条 前条に規定するもののほか、この制度の実施により疑義が生じたとき、及び甲又は乙に特殊な事情が生じる見込みのあるときは、甲・乙協議のうえ変更することができるものとする。

(実施)

第6条 この契約により、未記入日から実施する。

(契約期間)

第7条 この契約の有効期間は、未記入日から未記入日までとする。

2 この契約書の有効期間の1月前までに、甲・乙いずれか一方から何らかの意思表示がなされない限り、この契約はその有効期間の終了の日から1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(変更等の届出)

第8条 乙は、名称又は所在地その他の事項に変更があった場合及び当該事業を廃止又は休止する場合は、速やかに甲に対し届け出なければならない。

(補装具引渡し後の改善)

第9条 この契約は、引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9ヵ月以内に生じた破損又は不適合は、補装具業者の責任において改善すること。

ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについて、補装具業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後3ヵ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）であること。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙に、この契約を履行することができない事情が生じる見込みのあるときは、第5条の規定にかかわらず事前に協議し、この契約を解除することができるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ甲・乙それぞれ1通を保有するものとする。

未記入日

甲 川 崎 市

川 崎 市 長 福 田 紀 彦

乙

住所

契約者様の正式名称

代表者 氏名 印